

月水、月水宜訓佐波利乃知、或佐波利乃毛乃、

〔書言字考節用集五〕五同月水 天癸癸至、珍云、女子二七、天癸絕

〔身體和名集門〕ツキノサハリ

〔段注說文解字十二下〕絳婦人汚也謂月事及免身及傷孕是也、○中略从女半聲博韻切、廣韻又漢律曰見姪變不得

月水

〔古事記中景行〕倭建命○中還來尾張國入坐先日所期美夜受比賣之許、於是獻大御食之時○中爾美夜受比賣其於意須比之禰意須比○中著月經故見其月經御歌曰、○中那賀祁勢流意須比能須蘇爾都紀多知邇祁理爾美夜受比賣答御歌曰、○中多迦比迦流比能美古夜須美斯志和賀意富岐美阿良多麻能登斯賀岐布禮婆阿良多麻能都岐波岐閉由久宇倍那字倍那岐美麻知賀多爾和賀祁勢流意須比能須蘇爾都紀多多那牟余○下

〔古事記傳二十八〕月經は婦人の月水を月經と如何に訓べきにか、和名抄に月水俗云佐波利、うつば物語後蔭に何時よりか御けがれはやみ賜ひし云々、妊娠の月數を問うるにて、月水は風雅集神にもとよりも塵に交はる神なれば月の障も何か苦しき、此は和泉式部熊野へ詣たりけるに、障にて奉幣かなはざりけるに、晴やらぬ身の浮雲の棚引て月のさはりとなるぞ悲しきとよみて寐たりける夜の夢に告させ賜ひけりとなむなどあれど、障と云も穢と云も、月水の出ることを云る稱にして、正しく其物を指て云るには非ず、されば佐波理能母能と訓つ文は佐波理能と訓れど、其は非ぬことなり、其一首の凡ての意は吾大君よ、先に契りおき賜ひしより、年の經ぬれば、其ほどに月次は多く經ぬれば君を待かね奉て、月の立て見え侍らむはまことに然あるべきことなり、理なることよと云るなり、月のかはれば天なる月も立て見え初る物な